

10月は高齢者の交通事故多発？

令和5年のデータでは、10月は都内で高齢者の関与する交通事故が多発していたとのこと。理由は定かではありませんが、その多くが歩行中や自転車で事故に遭遇しています。「私はまだまだ大丈夫！」と過信せず、ご自分の運動能力や、周囲の状況把握に最大限注意を払い、事故に遭わないよう気を付けましょう。

交通事故に遭わないため、守ってほしいこと。

- ①道路横断時は安全確認！
- ②渡るなら横断歩道！
- ③自転車乗る時ヘルメット！
- ④夜間の外出時は反射材！



自転車の交通違反 11月から罰則強化

“自転車で「ながら運転」” 禁止！

「ながら運転」とは、自転車を運転中に携帯電話を利用したりする行為で、近年死亡重傷事故が増加傾向にあるため、違反者には懲役半年以下及び10万円以下の罰金、更に事故を起こした場合は懲役1年以下、及び30万円以下の罰金が課せられます。

“自転車の酒気帯び運転”

11月から懲役または罰金！

これまで罰則の対象外だった自転車での酒気帯び運転について、3年以下の懲役、または50万円以下の罰金が課せられます。



自分の命は自分でしか守れません！

子どもの危険回避用語 「いかのおすし」

夏休みも終わり、子ども達が親の目を離れた下校時に、一人きりになったり、好きなことに夢中になったりすることがあります。そんな機会を狙っている悪い人がいます。いま一度、危ない時の標語を思い出して、しっかり子ども達に教え、地域で子ども達を危険から守りましょう。

防犯標語

いかのおすし

さいじら
おさないために

い かない



知らない人について行かない

の らない



知らない人の車に乗らない

おはえよう!



お おきなこえで
さけぶ



危ないときは
大きな声で叫ぶ

す ぐにげる



その場からすぐ逃げる

し らせる



大人の人に知らせる